様式第十九号（第五十二条関係）
（表 面）
診 断 書（健康管理手当用）


## （裏 面 ）

記入上の注意
1 この診断書は，健康管理手当の受給資格の認定について，厚生省令で定める障害 （※1の欄の障害）を伴う疾病にかかっているかどらかを証明するものであり，当該疾病が原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである場合は健康管理手当は支給されません。
2 健康管理手当に係る障害は，通例，日常生活において何らかの支障を生ずる程度 のものであり，対象疾病は，次に掲げるものです。
（1）造血機能障害を伴う疾病とは，無形成貧血及び鉄欠乏性貧血がその主なも のである。
（2）肝臓機能障害を伴ら疾病とは，肝硬変がその主なものである。
（3）細胞増殖機能障害を伴う疾病とは，悪性新生物及び骨髄性白血病がその主 なものである。
（4）内分泌腺機能障害を伴う疾病とは，甲状腺の疾患及び糖尿病がその主なも のである。
（5）脳血管障害を伴う疾病とは，くも膜下出血，脳出血，脳血栓症及び脳塞栓症がその主なものである。
（6）循環器機能障害を伴う疾病とは，高血圧性心疾患及び慢性腎炎がその主な ものである。
（7）腎臓機能障害を伴う疾病とは，ネフローゼ症候群及び慢性腎炎がその主な ものである。
（8）水晶体混濁による視機能障害を伴ら疾病とは，白内障である。
（9）呼吸器機能障害を伴う疾病とは，肺気腫及び慢性間質性肺炎がその主なも のである。
（10）運動器機能障害を伴う疾病とは，変形性関節症，変形性脊椎症及び骨粗し ょう症がその主なものである。
（11）潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病とは，胃潰瘍及び十二指腸潰瘍がそ の主なものである。
3 ※ 3 の欄には，※ 2 の欄に記入した疾病の状態を最もよく表している検査結果 を詳しく記入してください。

